

受託研究契約書雛形の一部改定

新旧対照表

旧	新
(略)	(略) <u>(輸出管理)</u> 第 26 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、「 <u>外国為替及び外国貿易法</u> 」及び これに関連する法令を遵守する。 2 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた（売却、譲渡、貸与そ の他あらゆる手段により提供を受ける場合を含む。）貨物を、核兵器、化学兵 器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は 使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自 ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して 移転してはならない。 3 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示された情報を、核兵器、化学兵 器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は 使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自 ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して 開示又は移転してはならない。
(契約の有効期間)	(契約の有効期間)
<u>第 26 条</u> 2 本契約の失効後も、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 11 条（第 1 項を除く。）、 第 13 条（第 1 項を除く。）から第 23 条まで（第 20 条第 1 項を除く。）、第 25 条、本項及び <u>第 28 条</u> の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅 するまで有効に存続する。	<u>第 27 条</u> 2 本契約の失効後も、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 11 条（第 1 項を除く。）、 第 13 条（第 1 項を除く。）から第 23 条まで（第 20 条第 1 項を除く。）、 第 25 条、 <u>前条</u> 、本項及び <u>第 29 条</u> の規定は、当該条項に定める期間又は対象 事項が全て消滅するまで有効に存続する。
<u>第 27 条</u> 第 28 条	<u>第 28 条</u> <u>第 29 条</u>
(略)	(略)
(略)	(略)